

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月5日
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号 (注)平成30年2月26日をもって、本店を「東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号」から「東京都中央区銀座六丁目18番2号」へ移転しております。
【電話番号】	(03)4405-4905
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目18番2号
【電話番号】	(03)4405-4905
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 平林 利夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 351,941,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	275,600株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書に記載する普通株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年3月5日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	275,600株	351,941,200	175,970,600
一般募集			
計(総発行株式)	275,600株	351,941,200	175,970,600

(注) 1. 本第三者割当増資は、第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、175,970,600円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,277	638.5	100株	平成30年4月2日		平成30年4月2日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに割当予定先であるスギホールディングス株式会社(以下「割当予定先」又は「スギホールディングス」といいます。)との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われな

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
メドピア株式会社 経営企画部	東京都中央区銀座六丁目18番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23-3

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
351,941,200	3,000,000	348,941,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、その他諸費用です。

(2) 【手取金の使途】

資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社および当社子会社(フィットプラス及びMediplat)におけるサービス開発に必要な人員増加に伴う費用(採用費用含む)及び広告宣伝に関する費用	348	平成30年4月～平成32年9月

本調達資金の具体的な使途は当社及び当社子会社（株式会社フィットプラス及び株式会社Mediplat）の既存事業の拡大並びに当社及びスギホールディングス株式会社（以下、「スギHD」という。）との間で現時点において合意している業務提携（「第3 第三者割当の場合の特記事項1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載の から の事業）を中心とした新サービス開発に必要な人件費及び人員確保に伴う費用（採用費用含む）並びに広告宣伝費等に充当する予定であります。なお、調達資金を一切に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	スギホールディングス株式会社
本社所在地	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第35期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日) 平成29年5月24日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第36期第1四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日) 平成29年7月13日 関東財務局長に提出 事業年度 第36期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日) 平成29年10月12日 関東財務局長に提出 事業年度 第36期第3四半期(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日) 平成30年1月11日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、「Supporting Doctors, Helping Patients.」の理念のもと、国内医師の3人に1人にあたる医師10万人が参加する医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤としたドクタープラットフォーム事業を中心に医療分野でITを活用した事業を展開しています。また、医と食の専門家ネットワークを活用した予防医療（ヘルスケアソリューション）事業として、Mediplatにおいて医師によるオンライン医療相談サービス「first call」を中心とした遠隔医療事業を、株式会社フィッツプラス（以下、「フィッツプラス」という。）において管理栄養士による食生活コーディネートサービス「ダイエットプラス」を中心とした食生活改善支援事業を展開しています。

スギHDは、100%子会社である株式会社スギ薬局が展開するスギ薬局において、調剤併設型ドラッグストアを中心に東名阪に1,000店舗以上展開し、680万人以上のポイント会員数、400万人以上のアプリ（「スギとも」およびLINE）会員数を有しています。調剤領域においては、年間780万枚を超える処方箋応需を行うと共に、400を超える店舗において在宅調剤を実施しており、地域に密着した事業を展開しています。また、予防・未病期においては、300人を超える店舗所属の管理栄養士を活用した健康データの測定およびその結果に基づいた食と運動の両輪での予防医療領域サービスを提供しています。さらに、スギHD100%子会社のスギメディカル株式会社において、地域の患者にとって最適な地域包括ケアシステムの実現を目指し、訪問看護・居宅介護支援事業まで展開しています。

昨今日本においては高齢化の進行と医療費増大の問題を背景に、政府は従来の「病院完結型」の医療から「地域完結型」の医療へのシフトを推し進めています。こうした流れにおいて、病気の重症化を未然に防ぐための「予防医療」の推進と、最期を住み慣れた地域や自宅で過ごしたいという患者ニーズや医療費の適正化に応えるための「在宅医療・在宅介護」の推進は重要な課題であり、地域ごとで医療・介護・予防を継続的に連携させる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

こうした中、両社グループが互いの経営資源を活用して協業することにより、健康・医療・介護領域におけるネットとリアルを融合した統合型プラットフォームを創出し、「IT×地域密着」を軸とした独自の予防・医療サービスの開発・提供及びスギ薬局が保有している店舗網や顧客基盤、MedPeerにおける医師による医薬品の口コミデータ（集合知）など、両社グループが患者および医療従事者から集める健康・医療データを活用した製薬企業向けの新たなマーケティング支援サービスを構築することが可能となります。このような業務提携によって、両社グループの強みを融合させることでより付加価値の高いサービス提供が可能となり、両社グループの事業収益の拡大、企業価値の向上を実現させるものであると判断しております。

このような認識のもと、業務提携について合意するとともに、業務提携の実現および今後の更なる展開を模索するにあたり、両社グループの連携をより強化していく必要があるとの認識のもと、単なる業務提携に留まらず両社グループの関係をより強固なものとするために、資本提携も併せて行うことに合意しました。また、当社の財政状態等を勘案し、本業務提携はもとより、既存事業の更なる成長及び他の新規事業を創出するための資金が必要であるとの認識のもと、新株発行による第三者割当を行うことといたしました。

なお、当社及びスギHDとの間で現時点において合意している業務提携の概要は以下の通りです。

セルフケアプラットフォーム事業

スギ薬局の来店者等(コンシューマー)に向けて、アプリと店舗を通じた医療・栄養相談、食生活改善プログラム等のセルフケア支援サービスを提供する事業

製薬企業向けマーケティング支援事業

両社が保有している資産を活用した、製薬企業向けマーケティング支援サービスの構築、製薬企業向けに提供する事業

医師開業支援プラットフォーム事業

当社の10万人の会員基盤とスギ薬局の持つ開業用地を活用した、開業希望医師に向けたオンライン上の開業支援プラットフォームを構築・提供する事業

在宅医療プラットフォーム事業

当社の10万人が登録するコミュニティプラットフォームと、スギ薬局のもつ訪問薬局・訪問看護ステーションを活用した、在宅医療従事者向けコミュニティ事業や、在宅医療開業希望医師への開業支援・薬剤師等の専門家に対する求人サービス等を提供する事業

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 275,600株

e 株式等の保有方針

当社は、スギHDより、当社普通株式の保有方針について、安定株主として中長期的に継続して保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、スギHDより、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

当社は、スギHDの払込みに要する財産の存在について、スギHDが平成30年1月11日に提出した第36期第3四半期報告書に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況により、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した平成29年5月24日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当・不法な要求は排除する。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取り対応する。」と定めていることを確認しております。

以上より、当社は、割当予定先、その役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

スギHDは、当社とスギHDとの間の業務資本提携契約書にもとづく、業務提携が終了して60日を経過するまでの間、当社の事前の書面による承諾なくして、その保有する当社株式を譲渡、担保提供、その他一切の処分をすることができないものとする制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,277円といたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準としたのは、取締役決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ、合理的であると判断したためです。なお、発行価額1,277円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間（平成30年2月3日から平成30年3月2日まで）の終値平均値1,169円（単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様）に対し9.20%のプレミアム、同3ヶ月間（平成29年12月3日から平成30年3月2日まで）の終値平均値1,116円に対し14.44%のプレミアム、同6ヶ月間（平成29年9月3日から平成30年3月2日まで）の終値平均値912円に対し40.07%のプレミアムとなります。

上記を勘案した結果、本第三者割当増資に係る発行価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものとして判断しており、当社監査役3名（うち3名が社外監査役）からも本第三者割当増資に係る発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、取締役会決議日の前営業日の終値であることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数は、275,600株（議決権数2,756個）であり、平成29年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数8,734,450株に対して3.16%（議決権総数87,326個に対する割合3.16%）に相当し、既存株主の皆様が保有する株式について一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、当社とスギホールディングスとの連携を強化することを目的としており、当該連携の強化は、当社の企業価値の向上に資すると考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の割合
石見 陽	東京都港区	2,800,000	32.06%	2,800,000	30.49%
島田 亨	東京都港区	745,000	8.53%	745,000	8.11%
BOZO株式会社	東京都港区南麻布二丁目9番40号	625,000	7.16%	625,000	6.81%
山中 篤史	埼玉県上尾市	450,000	5.15%	450,000	4.90%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	278,800	3.19%	278,800	3.04%
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4			275,600	3.00%
堺 昌彦	北海道小樽市	250,000	2.86%	250,000	2.72%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	152,600	1.75%	152,600	1.66%
林 貴夫	愛知県名古屋市瑞穂区	143,000	1.64%	143,000	1.56%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	101,200	1.16%	101,200	1.10%
計			63.50%	5,821,200	63.39%

(注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準に記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数87,326個に10月1日から本届出書提出日までに行われた新株予約権行使に伴い増加する議決権数1,750個及び本第三者割当増資により増加する議決権数2,756個を加えた数(91,832個)で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期事業年度)の提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月5日)までの間における資本金の増加は以下の通りであります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成29年12月1日 ~平成30年3月5日	175,000	8,909,450	14,850	525,243	14,850	547,667

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期事業年度)及び四半期報告書(第14期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月5日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年3月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年3月5日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年12月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、石見陽、林光洋及び宮田俊男の計3名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、末吉俊一、葉山孝及び佐藤弘康の計3名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	54,777	616	0	0	(注)1	可決 98.9
第2号議案 取締役3名選任の件						
石見 陽	54,739	654	0	0	(注)2	可決 98.8
林 光洋	54,746	647	0	0		可決 98.8
宮田 俊男	54,720	673	0	0		可決 98.8
第3号議案 監査役3名選任の件						
未吉 俊一	54,759	634	0	0	(注)2	可決 98.9
葉山 孝	54,755	638	0	0		可決 98.8
佐藤 弘康	54,754	639	0	0		可決 98.8

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月19日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 政 秋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、メドピア株式会社の平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、メドピア株式会社が平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月19日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 政 秋指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月8日

メドピア株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 政 秋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。